

令和4年9月21日

岩手県知事

達 増 拓 也 様

一般社団法人

日本塗装工業会岩手県支部

支部長 松 田 隆 二

岩手県塗装工業組合

理事長 黒 澤 良 作

要 望 書

陳情の趣旨

平素は、一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部並びに岩手県塗装工業組合の活動に対して、種々ご高配を賜り深謝申し上げます。

本年は、東日本大震災から11年目となり第2期復興・創成期間も2年目、いわて建設業振興中期プラン2019も第1期の最終年度となり、主に街づくり・地域づくり等ソフト面が中心となり、建設投資額の大幅減額と受注量の減少と相まってより厳しい状況下に置かれるものと思われま

す。特にも今年度の本県は一日1,000人を超えるコロナウイルス、オミクロン株による大量感染、ロシアのウクライナへの侵攻等により私ども建設業特にも塗装業界は、塗料をはじめ建設資材の高騰・品不足等が顕著となるなど災害被災地の人口減少、産業の衰退、技術者・熟練工等の人材不足などによる人件費の値上がり、更には公共工事の予定価格が実勢価格より低くなる等はなほだ厳しい状況下のなかで、さらに厳しい状態となっております。

こうした中、一般社団法人 日本塗装工業会岩手県支部と岩手県塗装工業組合は、長年にわたり公共インフラの長寿命化計画による維持保全等県民の利益に資することを目的に活動してまいりました。

私共は、本県地域に密着した魅力ある専門工事業を目指し、改善の方向で推進しておりますので、県ご当局に置かれましては、ぜひその意をお汲み取りいただき特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年度 要望事項案

1. 塗装業者への分離発注について

我々塗装業者は、「新 担い手3法」に制定された背景にもある通り、長時間労働が常態化する中でのは正の急務、および現場の急速な高齢化と若者離れなどが深刻化しており「担い手の確保」が急務となっております。

また、後継者不足により継承が困難な事業者の増加は当業界においても重要な経営課題となっております。

岩手県公共施設等総合管理計画によれば、高度成長期に集中的に整備された各公共施設や橋梁等のインフラ施設が一斉に老朽化し、今後大量に更新・修繕の時期を迎えることが予想されます。よって県が保有する公共施設の修繕・更新に係る経費について年平均で約202億円、橋梁等のインフラ施設の修繕・更新等に係る経費については年平均で約288億円必要とされることが試算されております。しかしながら発注形態としては土木、建築会社への一括発注がほとんどであります。

何卒公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の比例割合が多い場合は優先的に塗装工事として発注していただけるようご要望いたします。

県の発注工事等公共工事での現場管理、現場施工が塗装業界全体の技能、技術の継承となり「担い手」の育成機会となっております。

上記、当塗装業界の現状をご勘案して頂き何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 塗装業者への発注件数について

近年、日本政府の方針の中には専門工事業の見える化として工事業者の強化、発展を推進している事と存じます。

岩手県営建設工事の塗装工事発注件数におきまして平成26年度以降約半数となっており、当業界事業者の受注機会が大幅に減少しております。こうした傾向が要因の一因となり各企業の管理体制強化や技術向上並びに技能者育成への影響に強く危惧の念を抱かずにはられません。

加えて、幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていく上で、本州最大面積の本県で採用されております各振興局単位の地域限定参加資格につきまして、指定地域の拡大または全県内への発注をご検討いただき、発注件数増加20件超を御考慮頂きます様、何卒お願い申し上げます。

3. 予定価格事前公表の取りやめをお願い

予定価格の事前公表をする理由として、入札の透明性の確保、入札に係る不正の排除があると思いません。

しかしながら予定価格の事前公表は、予定価格が目安となり技術的・管理的に問題がある他、他業種事

業者の参入、積算放棄、入札価格の高止まり、契約前の辞退、低入札の原因となると共に、施工品質の低下、丸投げのケースが発生する恐れがございます。

「発注関係事務の運用に関する指針」の関係省庁連絡会議にもある通り、「予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする」と記載もある通り、事前公表を廃止し、技術力や経営力による適正な競争の確保をお願い申し上げます。

4. 総合評価の発注について

現在塗装工事における総合評価の評価基準は、過去工事における実績点の割合が非常に大きく、その事により実績点の少ない業者は低入札によるダンピングが多くなり、また、塗装工事で発注された場合でも通常塗装工事を生業としていない業者が入札に参加する形が横行している事実が有り、実際には半数以上が塗装技能士を有していない業者によって落札される事態に至っております。

当業界団体は建築塗装技能士1級約1,100名余、鋼橋塗装技能士1級約370名を有しており、常に技術向上・技術継承しながら品質確保に努めております。

上記に鑑みて、総合評価の点数を持っている企業に受注が固定化される今の総合評価入札の技術評価基準に、登録基幹技能士のみならず塗装技能士においても評価の対象として頂く事をご検討いただきながら、尚且つ1億円以下の小、中規模工事については総合評価の点数が少ない業者にも受注の機会を頂ける条件付きの入札制度に変更をご検討して頂きダンピング防止対策として低入札調査価格や失格価格の引き上げもご検討頂きご発注して頂けるようお願い申し上げます。

5. 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

現在新型コロナウイルス感染症による経済活動の低下やウクライナ侵攻の影響からの各原材料価格の上昇、円安による物価高の傾向が顕著になってきております。

日本政府による関係閣僚会議「原油・物価高騰等総合緊急対策」においても、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体制への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むとされております。

県が発注する塗装工事の請負契約において、請負代金の変更に関する規定、いわゆるスライド条項及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用をお願いすると共に、契約締結後においても現下の原材料費等の高騰・品薄の状況に応じた必要な契約変更を実施出来る様、受注者から協議できる体制を整えて頂きたくお願い申し上げます。